

2025年(令和7年)7月

担保法制改正のアウトライン

▶令和7年5月30日、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(令和7年法律第56号。以下「新法」といいます)及び「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和7年法律第57号)が成立しました。機械設備や在庫商品等の「動産」、売掛債権等の「債権」を目的財産とする「譲渡担保」や、売買契約において代金完済まで対象動産の所有権を売主に留保する「所有権留保」は、長年、企業の資金調達や売買取引等において広く活用されてきましたが、それらの取扱いについては実務慣行や裁判例等に委ねられ、具体的な規律を定めた法令はありませんでした。今般の法制化により、譲渡担保権等に関する法律関係の予見可能性が高まり、取引の安定、資金調達の多様化が図られることが期待されます。なお、譲渡担保権等の取扱いは倒産手続でも問題になることが多く、今回、倒産法も合わせて改正がなされます。

▶新法は、公布日(令和7年6月6日)から2年6月を超えない範囲で政令で定める日に施行されます(附則に特別に定めがない限り、施行日前に締結された譲渡担保契約及び所有権留保契約に対しても新法の規律が適用されますので注意が必要です(附則2))。なお、中間試案の段階で「事業担保制度」として議論されていた制度は、先行して令和6年6月7日に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」(令和6年法律52号)に基づく「企業価値担保権」として制度化され、公布日(令和6年6月14日)から2年6か月を超えない範囲で政令で定める日(令和8年春頃といわれています)に施行される予定であり、来年以降、新たな担保法制が順次スタートすることになります。

▶新法に関連しては実務運用を含め様々な論点がありますが、本ニュースレターでは、第一弾としてまずは新法の全体像を担保法と倒産法に分けてご紹介します。なお、法務省のWebサイトで新法及び整備法の条文と概要をまとめた資料等が掲載されていますのでご参照ください(https://www.moj.go.jp/MinJI/minji07_00371.html)。

I 担保法関連

▶ 譲渡担保契約の定義(新法1①)

金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権その他の財産(次のイロに掲げるものを除く)を債権者に譲渡することを内容とする契約(下記所有権留保契約のうちロを除く)

イ 抵当権の目的とすることができる財産(次に掲げるものを除く)

(1) 農業動産信用法2条1項に規定する農業用動産

(2) 道路運送車両法による登録を受けた自動車(大型特殊自動車で建設機械抵当法2条に規定する建設機械であるものを除く)

ロ 特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの実施権、商標権及びその使用权、育成者権及びその利用権、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利

▶ 所有権留保契約の定義(新法1⑥)

イ 売主所有権留保売買(通常の売買取引に伴うもの)(同号イ)

動産(譲渡担保契約の上記対象動産と同様で以下も同じ)の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約(以下「売買契約等」)という)であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、当該金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの

ロ 第三者所有権留保売買(信販会社等が代金を立替払する売買等)(同号ロ)

売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに当該第三者に当該動産の所有権を移転することを約する契約であって、当該金銭の償還債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

【執筆者】 弁護士 中森 亘

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

弁護士法人 北浜法律事務所 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住 1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

➤ 新法の要点（設定から実行まで）

	動産譲渡担保権		債権譲渡担保権	
	個別動産	集合動産	個別債権	集合債権
設定 ※ 同一財産について重複設定可（新法7）	動産譲渡担保契約	集合動産譲渡担保契約 ✓ 目的動産の特定 ▶ 下記事項を指定することにより将来属する動産を含むものとして定められた範囲（ <u>動産特定範囲</u> ）によって特定された動産（ <u>特定範囲所属動産</u> ）を一体として目的とする動産譲渡担保契約（新法40）。 ア <u>譲渡担保動産の種類</u> イ <u>譲渡担保動産の所在場所その他の事項</u>	債権譲渡担保契約	集合債権譲渡担保契約 ✓ 目的債権の特定 ▶ <u>譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項</u> を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲（ <u>債権特定範囲</u> ）によって特定された債権（ <u>特定範囲所属債権</u> ）を一括して目的とする債権譲渡担保契約（新法53I）。
対抗要件等 ※ 同一財産につき競合する担保権間の優先順位についても定められている。	◎動産譲渡と同様 ※引渡し（民178） ※特例法3Iに基づく動産譲渡登記 ※占有改定（民183）を含む（但し下記参照）。 ✓ <u>占有改定劣後ルール</u> ▶ 占有改定による引渡しは占有改定以外の方法で対抗要件を備えた動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に劣後（新法36II）。 ▶ 動産譲渡担保権者が引渡しを受けた後、設定者が譲渡担保動産を現に所持して占有したときは当初から占有改定により対抗要件を備えたものとみなす（新法36II）（※潜脱防止）。 ✓ <u>牽連性担保権の優先</u> ▶ 譲渡担保動産の代金支払債務及びその支払委託先に対する求償債務（ <u>牽連性のある金銭債務</u> ）のみを担保する動産譲渡担保権は譲渡担保動産の引渡しがなくとも第三者に対抗でき（新法31I）、担保権の順位を決する上では動産の譲渡時に占有改定以外の方法によ	◎同左 ✓ <u>将来加入する動産</u> ▶ 動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは当該動産特定範囲に将来加入する動産（ <u>特定範囲加入動産</u> ）についても対抗要件を具備（新法41I）（※判例法理の明文化）。 ✓ <u>[特例] 同一動産についての集合動産譲渡担保権Aと他の（個別）動産譲渡担保権Bとの競合</u> ▶ AとBの設定者が異なる場合には、当該目的動産に対する譲渡担保権の優劣については、Aの担保権者が（新法41Iによる上記）引渡しを受けた時又は当該目的動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなす（新法41II）。	◎債権譲渡と同様 ※債務者対抗要件 債務者に対する通知又は債務者の承諾（民467I） ※第三者対抗要件 確定日付ある証書による上記通知又は承諾（民467II） ※特例法4I IIに基づく債権譲渡登記等	◎同左



	<p>る引渡しがあったものとみなす（同条Ⅱ）。</p> <p>▶牽連性のある金銭債務を担保する限度で競合する他の動産譲渡担保権等にも優先（新法37/※但書で例外）。</p>			
<p>設定者の権限</p>	<p>✓ <u>使用収益権</u></p> <p>▶設定者は譲渡担保動産の用法に従いその使用及び収益可（新法29Ⅰ）。</p>	<p>✓ <u>処分権限と制限</u></p> <p>▶設定者は動産特定範囲に属する動産の処分権限を有する（新法42Ⅰ本文）。但し、担保権者を害することを知って処分したときは効力を生じない（同但書）。</p> <p>▶設定者の処分権限につき集合動産譲渡担保契約で別段の定めをすることが可能（同Ⅱ）。</p> <p>✓ <u>即時取得の特例</u></p> <p>▶上記に反して動産特定範囲に属する動産の処分がなされた場合でも、取引の相手方が善意（過失の有無を問わない）であれば当該動産を即時取得する（新法42Ⅲ。民192の特例）。</p>	<p>※ <u>取立権限無し（取立委任可）</u></p> <p>✓ <u>第三債務者による弁済の取扱い</u></p> <p>▶第三債務者は、債務者対抗要件が具備された後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他債務を消滅させる事由をもって設定者その他の第三者に対抗可（新法48Ⅰ前段）。</p> <p>▶上記の場合、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、設定者に対しその受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しないが（新法48Ⅰ後段）、弁済期が到来したときは、その受けた利益の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払う必要がある（同条Ⅱ）。</p> <p>✓ <u>担保権者による供託請求</u></p> <p>▶譲渡担保債権が金銭債権である場合、被担保債権の不履行が生ずる前に譲渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は第三債務者にその弁済すべき金銭を供託させることができ、この場合、債権譲渡担保権は当該供託金について存在する（新法48Ⅳ）。</p>	<p>✓ <u>取立権限</u></p> <p>▶設定者は集合債権譲渡担保契約において債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは当該債権の取立権限を有する（新法53Ⅰ）。</p> <p>✓ <u>第三債務者による弁済の取扱い</u></p> <p>▶設定者に上記取立権限がある場合には、集合債権譲渡担保権者が第三債務者から弁済その他の債務を消滅させる事由により受けた利益については新法48Ⅰ後段（左記）は適用されない（新法53Ⅱ）。</p>
<p>設定者の義務</p>	<p>✓ <u>善管注意義務</u></p> <p>▶設定者は善良な管理者の注意をもって譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならない（新法29Ⅱ）</p>	<p>✓ <u>担保価値維持義務</u></p> <p>▶設定者は、正当な理由がある場合を除き動産の補充その他の方法によって特定範囲所属動産の一体としての価値を担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することの</p>		<p>✓ <u>担保価値維持義務</u></p> <p>▶集合動産譲渡担保権に関する左記規律（新法43）が準用される（新法54Ⅰ）。</p>

		ないように維持する義務を負う（新法43）。		
物上代位	<p>✓ 譲渡担保権者は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても行使可（新法9）</p>			
		<p>✓ 物上代位の制限</p> <p>▶ 設定者が担保価値維持義務（新法43）を履行できる間は物上代位不可（新法44本文）。</p> <p>▶ 但し、設定者が担保権者を害することを知ってした行為又は権限範囲を超えてした行為によって受けるべき物には物上代位可（新法44但書）。</p>		
担保権の 実行	<p>✓ 譲渡担保権者は新法第2節の規定による実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができない（新法5）。</p>			
	<p>※ 後順位の動産譲渡担保権者による実行には先順位の動産譲渡担保権者全員の同意が必要（新法62、67）</p> <p>実行方法</p> <p>◆ 帰属清算方式（新法60）</p> <p>① 帰属清算の通知 （内容～ i 譲渡担保動産をもって弁済に充てること、 ii 譲渡担保動産の見積価額及び算定根拠、 iii 被担保債権額）</p> <p>② 被担保債権の消滅 （通知から2週間経過時又は担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時）</p> <p>③ 帰属清算金の支払</p> <p>◆ 処分清算方式（新法61）</p> <p>① 処分清算譲渡の通知 （内容～ i 第三者に譲渡したこと、 ii 譲渡担保動産の見積額及び算定根拠、 iii 被担保債権額）</p> <p>② 被担保債権の消滅 （通知から2週間経過時又は担保権者若しくは譲渡先が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時）</p> <p>③ 処分清算金の支払</p> <p>◆ 競売手続（新法72Ⅱ）※民執190</p> <p>実行のための裁判手続</p>	<p>実行方法</p> <p>◆ 通知義務と効果(新法66)</p> <p>① 実行(予告)通知 （帰属清算の通知又は処分清算譲渡をする旨の通知）</p> <p>※ 実行範囲の限定可（同条V）</p> <p>※ 効果</p> <p>a 固定化（実行通知到達後に動産特定範囲に属するに至った動産に担保権は及ばない）</p> <p>b 処分権限喪失（実行通知到達後、設定者は動産特定範囲に属する動産の処分不可）</p> <p>② 左記動産譲渡担保権の実行手続（帰属清算方式又は処分清算方式）へ</p> <p>◆ 競売による差押等(法69、70)</p> <p>※ 上記実行通知の効果と同様の効果が生じる。</p> <p>超過額組入義務（新法71）</p> <p>▶ 集合動産譲渡担保権の実行により被担保債権の全部又は一部が消滅しかつその消滅した額が下記a又はbのいずれか大きい方の額を超</p>	<p>実行方法</p> <p>◆ 直接取立て（新法92）</p> <p>◆ 帰属清算方式（新法93・60）</p> <p>① 帰属清算の通知</p> <p>② 被担保債権の消滅 （通知から2週間経過時）</p> <p>③ 帰属清算金の支払</p> <p>◆ 処分清算方式（新法93・61）</p> <p>① 処分清算譲渡の通知</p> <p>② 被担保債権の消滅 （通知から2週間経過時）</p> <p>③ 処分清算金の支払</p>	<p>実行方法</p> <p>◆ 通知義務と効果（新法94）</p> <p>① 実行(予告)通知 （直接取立て、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をする旨の通知）</p> <p>※ 第三債務者にも通知をしなければ対抗できない。</p> <p>※ 効果</p> <p>取立権限喪失（実行通知到達後、設定者は債権特定範囲に属する債権の取立不可。なお、集合動産におけるような集合物概念が採用されていないため固定化は生じない。）</p> <p>② 左記債権譲渡担保権の実行手続（直接取立て、帰属清算方式又は処分清算方式）へ</p> <p>超過額組入義務（新法95）</p> <p>▶ 集合債権譲渡担保権の実行により被担保債権の全部又は一部が消滅しかつその消滅した額（再生手続又は更生手続開始の決定があった場合において、集合債権譲渡担保契約に法107②但書の別段の定めがあるときは、当該</p>

	<p>◆<u>実行前の保全処分</u> (新法75) ～ 設定者又は占有者が価格減少行為等をし又はそれをするおそれがあるとき(価格減少行為等の禁止、執行官による保管等)</p> <p>◆<u>実行前の引渡命令</u> (新法76) ～ 帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるとき</p> <p>◆<u>実行後の引渡命令</u> (新法78) ～ 帰属清算時又は処分清算時から1か月経過後</p>	<p>える場合でその消滅した日から1年以内に設定者について法的倒産手続が開始した場合、担保権者は当該「<u>超過分の金銭</u>」を倒産財団等に組み入れる必要有り。</p> <p>a 集合動産譲渡担保権の目的動産の価額の10分の9</p> <p>b 当該担保権実行の費用及び最も優先する集合動産譲渡担保権の被担保債権の元本合計額</p>		<p>開始決定までに消滅したものに限り)が下記a又はbのいずれか大きい方の額を超える場合でその消滅した日から1年以内に設定者について法的倒産手続が開始したときは、担保権者は、当該「<u>超過分の金銭</u>」を倒産財団等に組み入れる必要有り。</p> <p>a 集合債権譲渡担保権の目的債権(再生手続又は更生手続開始の決定があった場合において、集合債権譲渡担保契約に法107②但書の別段の定めがあるときは当該開始決定までに発生したものに限り)の価額の10分の9</p> <p>b 当該担保権実行の費用及び最も優先する集合債権譲渡担保権の被担保債権の元本合計額</p>
<p>倒産手続における取扱い</p> <p>※ 倒産手続開始の効果</p>	<p>①破産・民事再生⇒別除権、②会社更生⇒更生担保権、③特別清算⇒担保権として扱う(新法97)</p> <p>✓ <u>倒産手続開始＝実行通知</u>(新法106)</p> <p>▶ 設定者に倒産手続開始決定があったときは新法66Ⅰの実行通知があったものとみなして新法66Ⅱ～Ⅳ及びⅥを適用。</p> <p>→ <u>固定化</u> 倒産手続開始後に動産特定範囲に加入した動産に担保権は及ばない。</p> <p>→ <u>処分権限喪失</u> 設定者は倒産手続開始時に動産特定範囲に属する動産を処分できない。</p>			<p>✓ <u>倒産手続開始＝実行通知</u>(新法107)</p> <p>▶ 設定者に倒産手続開始決定があったときは新法94本文の実行通知があったものとみなして同条を適用(同条Ⅲ)。→ <u>取立権限喪失</u></p> <p>▶ 設定者に倒産手続開始決定があったときは集合債権譲渡担保権はその後に発生した債権には及ばない(同条ⅠⅡ)(一種の<u>固定化</u>)。</p> <p>←但し、再生手続又は更生手続については、集合債権譲渡担保契約に別段の定めをすることが可能(同条Ⅱ但書)。</p> <p>この場合に担保権実行により被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者又は再生・更生管財人は、①共益債権、②一般優先債権、③弁済許可を得た少額債権の金額</p>

				を担保権者から償還させることができる（同条Ⅳ）。
--	--	--	--	--------------------------

➤ 所有権留保契約

～ 譲渡担保契約に関する各種規定を所有権留保契約に準用（新法111Ⅰ）。

※「留保所有権」＝所有権留保動産の所有権を留保する者が所有権留保契約に基づいて所有権留保動産について有する権利（新法2⑱）

※「留保売主等」＝留保所有権を有する者（新法2⑲）

※「留保買主等」＝所有権留保契約の当事者のうち、被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）（新法2⑳）

1 動産所有権留保の対抗要件（新法109）

(1) 原則（同条Ⅰ）

所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）

(2) 例外（同条Ⅱ）

牽連性のある金銭債務のみを被担保債務とする、いわゆる「狭義の所有権留保」（新法2⑰）については、引渡し不要（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を除く）。

2 再生手続開始申立て等を解除事由とする特約の効力（新法110）

次に掲げる場合に所有権留保契約（新法2⑰イに規定するもの（売主所有権留保売買）に限る）が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当することを理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は無効とされます。

ア 留保買主等について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。

イ 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたとき。

Ⅱ 倒産法関連

1 担保権実行手続中止命令（見直し）

実務では、従来から譲渡担保権も再生手続における担保権実行手続中止命令や担保権消滅請求の対象になるものとして運用がなされてきましたが、新法によりかかる実務運用が法制化されました。改正後の当該中止命令に関する民事再生法31条等の条文は以下のとおりであり、会社更生法24条・24条の2や特別清算に関する会社法516条・516条の2等も同趣旨の改正・新設がなされています。

なお、譲渡担保権を有する者には、民事再生法中再生債務者財産につき質権を有する者に関する規定が適用され、同法31条で「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」と読み替えられます（新法97Ⅲ）。会社更生法や会社法等でも同様です（新法97Ⅳ、Ⅴ）

【民再31条】（改正＝下線部）

1	裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、 <u>第53条第1項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この条において「担保権者」という。）</u> に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、 <u>相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）</u> を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。	<p>✓「競売申立人」→「担保権者」</p> <p>✓ 譲渡担保権の「<u>実行禁止</u>」を法制化</p>
2	前項の規定による中止の命令は、 <u>担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。</u>	✓ 新設（実務を法制化）
3	裁判所は、 <u>第1項の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の命令を除く。）</u> を発する場合には、 <u>担保権者の意見を聴かなければならない。</u>	✓ 譲渡担保権を対象とする場合は4項

4	裁判所は、第1項の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かななければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。	✓ 新設(実務の発令後審尋を法制化)
5	裁判所は、第1項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。	(旧3項と同じ)
6	第1項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。	
7	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。	(旧5項と同じ)
8	第6項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第10条第3項本文の規定は、適用しない。	
9	債権を目的とする質権の実行を禁止する第1項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から2月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。	✓ 新設

【民再31条の2】 (新設)

1	裁判所が前条第1項の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。	✓ 中止命令発令後の第三債務者による弁済の効力を規定
2	前項本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。	✓ 第三債務者による供託
3	前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。	✓ 供託金に対する担保権者の権利

2 担保権実行手続取消命令 (創設)

集合動産・集合債権譲渡担保権の実行手続が実行通知(新法66、94)により始めると、設定者は譲渡担保動産の処分権限又は譲渡担保債権の取立権限を失い、その後に担保権実行手続中止命令(民再31等)の発令を得ても、同命令に設定者の処分・取立権限を回復させる効果はないため、事業を継続しつつ別除権協定締結までの時間的猶予を与えるという中止命令の趣旨・目的が達成されないこととなります。そこで、民事再生・会社更生等の再建型倒産手続において、上記実行通知を取り消し、当該通知によって失われた設定者の処分・取立権限を回復させる制度(担保権実行手続取消命令)が創設されました(新法99~104)。なお、中止命令発令前になされた、担保権者による帰属清算の通知や処分清算譲渡、譲渡担保債権の取立て等は取消しの対象になりませんので、実行手続がここまで進行する前に担保権実行手続取消命令の発令を得る必要があります。更生手続における担保権実行手続取消命令等(新法101以下)も規定されています。

【新法99】

1	裁判所(略)は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第2条第2号に規定する再生債務者等(同法第79条第2項の規定により保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人)の申立てにより、担保を立てさせて、第66条第1項の規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第94条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権(同法第122条第1項に規定する一般優先債権をいう。第107条第4項第2号において同じ。)であるときは、この限りでない。	<p>✓ 発令要件</p> <p>① 再生債権者の一般の利益に適合すること</p> <p>② 譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないこと</p> <p>③ 再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認められること</p> <p>※ 立担保</p> <p>✓ 取消対象</p> <p>① 集合動産譲渡担保権の実行通知(新法66 I)</p> <p>② 動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売手続</p>
---	---	---



		③ 集合債権譲渡担保権の 実行通知（新法94）
2	前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた第60条第1項（第93条において準用する場合を含む。第101条第2項及び第103条第2項において同じ。）に規定する帰属清算の通知、第61条第1項（第93条において準用する場合を含む。第101条第2項及び第103条第2項において同じ。）に規定する処分清算譲渡、第92条第1項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。	<p>✓ 取消対象外</p> <p>① 帰属清算の通知（法60 I、93）及び処分清算譲渡（新法61 I、93）</p> <p>② 債権譲渡担保権者による譲渡担保債権の取立て（新法92 I 前段）</p> <p>③ 集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分</p>
3	裁判所は、第1項の規定による取消しの命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでない。	✓ 発令後審尋
4	裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。	
5	第1項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができる。	
6	前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。	
7	第5項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（略）を当事者に送達しなければならない。	
8	再生債務者が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における民事再生法第16条の4及び第32条の規定の適用については、同法第16条の4第1号中「第197条第1項の規定による中止の命令」とあるのは「第197条第1項の規定による中止の命令、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和7年法律第56号）第99条第1項の規定による取消しの命令」と、同法第32条中「又は第197条第1項の規定による中止の命令」とあるのは「第197条第1項の規定による中止の命令又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第99条第1項の規定による取消しの命令」とする。	✓ 発令後の再生申立て取 下げ制限等

3 再生手続開始申立て等を処分・取立権限の喪失事由とする特約の無効

担保権実行手続取消命令の制度を設けても、集合動産・集合債権譲渡担保契約で再生手続開始申立て等があったときに自動的に設定者が処分・取立権限を失う旨の特約があると取消の対象が存在しないことになり、事業再生の支障となることから、こうした特約を無効とする規定が設けられました。

【新法105】

	次に掲げる場合に集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない旨の特約又は次に掲げる場合に集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とするものとする。	
一	集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。	✓ 再生・更生手続開始申 立てを権限喪失事由と する特約の無効
二	集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実（支払不能（その者が法人である場合（破産法第16条第2項の場合を除く。）にあつては、支払不能又は債務超過（その者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。）とする。以下この号において同じ。）が生ずるおそれがある場合又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない場合のいずれかに該当する事実をいう。第110条第2号において同じ。）又は更生手続開始の原因となる事実（支払不能が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかに該当する事実をいう。同号において同じ。）が生じたとき。	✓ 再生・更生手続開始の 原因となる事実の発生を 権限喪失事由とする特約 の無効

4 動産特定範囲に動産を属させ又は債権特定範囲に属する債権を発生させる行為に関する否認等

(1) 否認（新法108）

①集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合、又は、②集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合に、それらが「専ら」担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法、民事再生法及び会社更生法の否認に関する各規定が適用されます。

(2) 詐害行為取消し

上記(1)①又は②の場合、その動産又は債権を目的とする担保の供与があったものとみなして民法上の詐害行為取消に関する規定（民424の3）が適用されます（新法45、54Ⅱ）。

以 上

¹ 括弧内の法律名は、民法＝「民」、民事再生法＝「民再」、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律＝「特例法」と略称し、同じく条項号は、条を算用数字、項をローマ数字、号を丸囲み数字と略記します。